

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全日本児童舞踊協会(略称「児舞協」、英文名 All Japan Children Dance Association) と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。又、その内の数支部をもって、ブロックとすることができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、児童舞踊の健全な発展及び技能、資質の向上をめざすとともに、児童舞踊を通して、児童及び青少年の健全な育成を図り、児童文化及び芸術文化の普及発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 児童舞踊を中心とする、発表会、公演等の開催

(2) 児童、青少年及びその教育関係者等を対象とする児童舞踊の基礎を学ぶ各種研修会の開催

(3) 舞踊芸術に関する研究を基礎にした、舞踊家の育成及び啓発のための各種研修会、研究会等の開催

(4) 児童舞踊に関する研究誌及び広報紙等の発行

(5) 児童舞踊、児童文化に関する資料、文献の収集及び保存

(6) 内外の関連団体との交流及び協力

(7) 児童舞踊家の顕彰

(8) 不動産賃貸事業

(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、国内外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

- 第 5 条 この法人は、次の会員をもって構成する。
- (1) 正会員 児童舞踊の指導者、教育者、研究者及びこの法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 特別会員、賛助会員、童門会員 この法人の事業を援助するために入会した個人又は法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員となる。

(会員の資格の取得)

- 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。
- 2 既納の入会金及び会費は、その事由を問わず返還しない。

(任意退会)

- 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総 会

(構 成)

- 第11条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって「一般社団・財団法人法」の会員総会とする。

(権 限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第13条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、総会の2週間前までに、全会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び総会参考事項を記載した書面並びに議決権行使書をもって、招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第16条 総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員 の 設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、5名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって、同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族、その他特別な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事 の 職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、総会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を支払うことができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て定める。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

- 第28条 役員法人に対する損害賠償責任については「一般社団・財団法人法」第113条に定める善意でかつ重大な過失のないときという要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免責することができる。

(顧問)

- 第29条 この法人に、任意の機関として、顧問及び特別顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び特別顧問は、この法人に功勞のあった者又は児童舞踊に関する高い識見をもち、斯界における指導的立場にある者のうちから、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び特別顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
 - 4 顧問は、無報酬とする。ただし特別顧問はこの限りではない。
 - 5 顧問及び特別顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、「一般社団・財団法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種別)

- 第35条 この法人の資産を分けて、基本財産とその他の財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、譲渡、交換、担保に供し、又はその他の財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会においてそれぞれ現在理事数及び総正会員数の3分の2以上の議決を経、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第38条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、（又、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において、それぞれ現在理事数及び総正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第43条 収支予算書で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするとき並びに重要な財産の処分及び取得についても前条と同様の議決を要する。

(剰余金の分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

- 第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名及び事務局員若干名を置く。
 - 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 補 則

(細 則)

- 第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は、中村 明とする。
3. 「整備法」第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 本改正定款は、平成31年3月18日より適用する。